

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所 若松出張所
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	文章による回覧・掲示等により、問い合わせ等に対しては、丁寧、誠実、親切な対応するよう常日頃から心掛けている。また、投書箱の設置により、意見の聴取を行っている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対 応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情、要請、内部告発があれば、対応した者が内容を確認し、理解をいただけるように十分説明を行ない、上部機関の報告・協議して対応策をとることにより、問題も生じていないことから公平性については問題ないものと考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等があった場合には、掲示等により周知するとともに、状況によっては説明会を開催して周知を図っている。また、見学希望者や関係機関等で実施される会合において、業務の説明・広報等を実施している。業務の広報・説明会等において、関係者からも概ね理解を得ており、取り組みは適切であると考ええる。全国規模で実施する説明会、植物防疫所のホームページや所内においても詳細な情報提供を行って広く国民に周知しており、公平性は保たれていると理解している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫の目的である「病害虫の侵入・まん延防止の観点から農業生産」を振興しているが、消費者の自由に植物を持ち込みたいとの利益とは一致しないと認識している。また、輸出者からの植物を自由に海外に輸出したいとの利益と相手国の要求により輸出が制限されることもあることを認識している。病害虫の侵入・まん延により被害を受ける国内や外国の農業生産に従事する者と消費者の病害虫の付着しているものであっても自由に植物を輸入・輸出したいとの利害は一致しない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入植物検疫で不合格になった植物について、廃棄・消毒等の措置を実施することになるが、消毒の際にくん蒸剤を使用している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い、くん蒸時間を厳守している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	くん蒸時間をその都度確認している。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	くん蒸時間の厳守が確実に行えるように、他の業務との調整をしている。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	くん蒸時間等を厳守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	輸入植物検疫規程等に定められた基準を厳守している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	くん蒸時間等を厳守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	輸入植物検疫規程等に定められた基準を厳守している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	植物検疫の場合、食の安全に関する業務は、植物から病害虫が発見された場合に植物に対して農薬による消毒(くん蒸)が考えられるが、基準に従って適切に実施することにより、食の安全は確保されているものとする。
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	植物検疫の場合、食の安全に関する業務は、植物から病害虫が発見された場合に植物に対して農薬による消毒(くん蒸)が考えられるが、基準に従って適切に実施することにより、食の安全は確保されているものとする。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(植物防疫所に対する意見は寄せられていない。)		